○総務省告示第三百四十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第七項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じた旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十九年十月十九日

総務大臣　野田　聖子

政党交付金の返還命令

政党の名称	みんなの党
政党交付金の返還命令額	105,000円

（理由）政党助成法第33条第２項第４号に該当するため。

○総務省告示第三百四十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十九年十月十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第２　周波数割当表 ［１～７　略］	第２　周波数割当表 ［１～７　同左］
周波数割当表	周波数割当表
［第１表　略］	［第１表　同左］
第２表　27.5MHz―10000MHz	第２表　27.5MHz―10000MHz

国内分配（MHz）(4)	無線局の目的(5)	周波数の使用に関する条件(6)	
［略］	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	
［略］ 3400―3456 J157	固定	電気通信業務用	放送事業用での使用は、平成34年11月30日までに限る。
	移動（航空移動を除く。）	放送事業用	
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用	
［略］	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	

国内分配（MHz）(4)	無線局の目的(5)	周波数の使用に関する条件(6)	
［同左］	［同左］	［同左］	
［同左］	［同左］	［同左］	
［同左］ 3400―3456 J157	固定	電気通信業務用	［同左］
	移動（航空移動を除く。）	放送事業用	
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用	
［同左］	［同左］	［同左］	
［同左］	［同左］	［同左］	

［第３表　略］

［第３表　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百七十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］